

塗装設備を安全にご使用いただくために

1年毎に必ず定期点検を行なってください。

ANDEX

① ご確認ください

事業者の義務として下記の項目があります。

● 定期自主点検

有機溶剤中毒予防規則 第4章

事業者は1年以内に1回定期自主検査を行わなければならない。

検査記録は3年間保管する。

● 作業環境測定

有機溶剤中毒予防規則 第5章

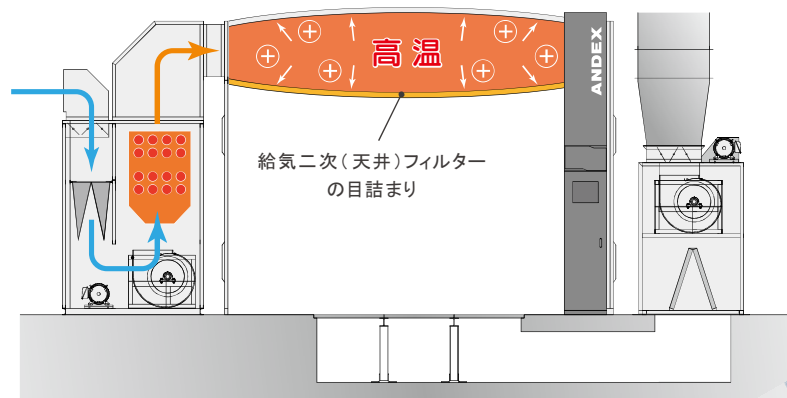
事業者は塗装作業所において、6ヶ月毎に一回作業環境測定士による、
有機溶剤濃度測定をしなければならない。

検査記録は3年間保管する。



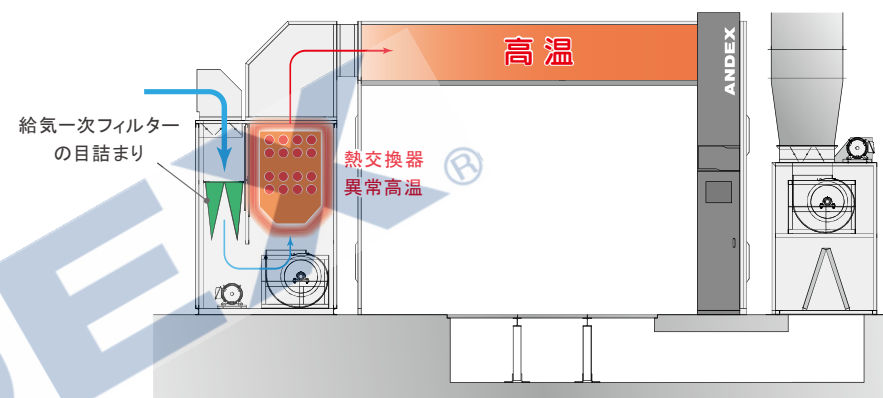
天井フィルターの点検

天井フィルターを交換しないと換気が悪くなるだけでなくバーナー使用時、天井部に熱気がこもり高温となり火災の原因となります。1200 時間毎で交換してください。



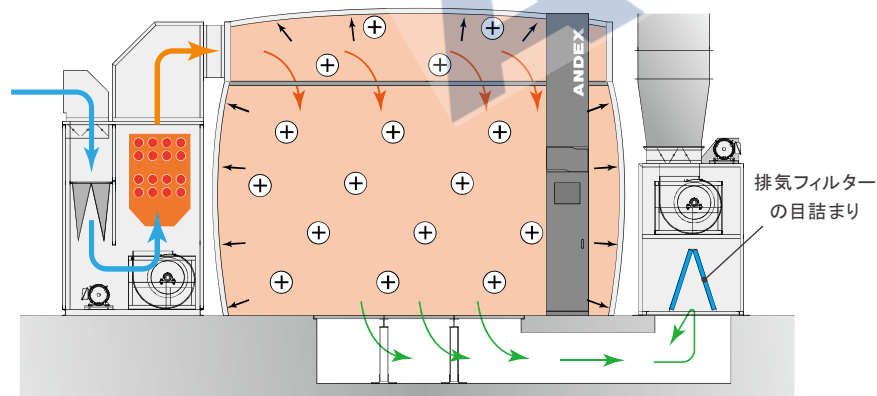
給気一次フィルターの点検

給気一次フィルターを交換しないと換気が悪くなるだけでなくバーナー使用時、吸入空気不足で熱交換器や天井フィルター部が異常高温になり火災の原因となります。100時間毎の清掃、600 時間で交換してください。



排気フィルターの点検

排気フィルターを交換しないと換気が悪くなるだけでなく、ブース本体の破損を招きます。ブース内圧が 50Pa を超えた場合、フィルターを清掃または交換してください。



排気ユニット内の点検

排気ユニット内に塗料ミストが付着していると、何らかの火種が生じた場合、火災の原因となり非常に危険です。付着した塗料ミストは定期的な除去が必要です。

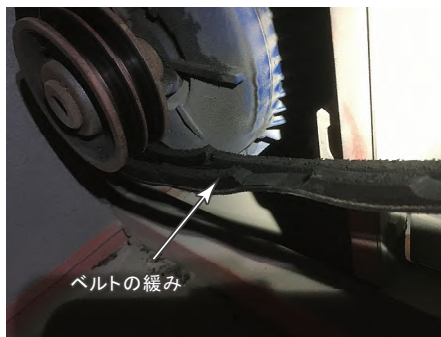


塗装設備を安全にご使用いただくために

Maintenance of spray booth

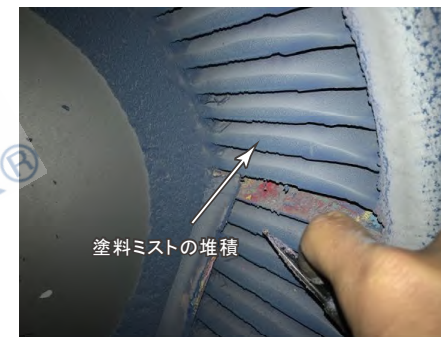
ファンベルトの点検

ファンベルトがゆるむと風量が減り換気が悪くなります。また、給気風量が減るとブース室内が高温となり火災の原因となります。



排気ファンの点検

排気ファンの羽根に大量の塗料ミストが付着するとファンのバランスが崩れ破損の原因となります。また、羽根車とケーシングの接触により火花が発生した場合には、火災の原因となります。



目の粗いフィルター（バームフィルター等）を使用すると、塗料ミストが通過しやすくなり、羽根への塗料ミストの付着が増えて、ファンの破損や火災の原因となります。当社純正フィルター（難燃性）をご使用ください。

バーナーの点検

バーナーにほこりが溜まると失火、および異常燃焼を起こし火災の原因となります。

ガスバーナー

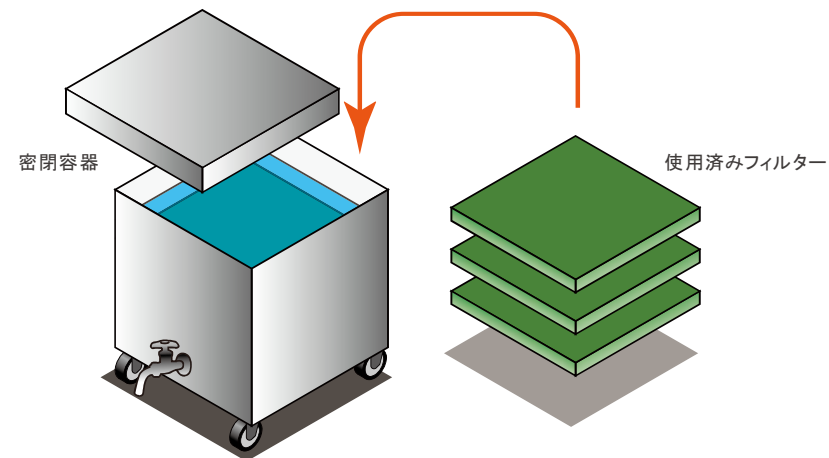


灯油バーナー



フィルターの安全な廃棄

使用済み排気フィルターはすみやかに産業廃棄物処理を行ってください。また、一時保管する場合は水につけ密閉容器に入れてください。



※ブラス内風速測定 別紙測定結果参照
判定：○ 正常 △ 調整済 × 交換必要 ー：仕様外